

胚凍結保存についての当院の規定

<凍結の開始時>

□胚の凍結保存期限は、凍結日から2年後の同月末日までとする。その後の更新については、1年毎に行うこととし、詳細については「凍結保存期限の更新、廃棄のご案内」に記す。

□胚は凍結または融解の際にダメージを受けることがあるため、融解後の胚すべてが生存し、よい状態であるとは限らず、胚移植に用いることができない可能性も生じる。またその場合でも凍結料金、融解料金が発生する。

<当院への連絡義務>

***当院から連絡し、更新するかどうかの確認をする義務はないものとする。**

□凍結保存期限までに、期限を更新または廃棄をするか、必ず当院に連絡し、当院所定の書類を提出すること。期限後3ヵ月以内に連絡がない場合は、更新の意思がなく保存胚の所有権を放棄したものとみなし、廃棄することがある。

□連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)が変更した場合は、変更後3ヵ月以内に必ず当院に連絡すること。

□夫婦が離婚した場合や配偶者が死亡した場合は、3ヵ月以内に当院に連絡し、当院所定の書類を提出すること。

これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従うものである。この場合、凍結胚の所有権は当院に帰属し、胚は廃棄するものとする。

<更新>

□更新を希望する場合は、保存期限までに当院所定の書類を提出し、当院の定める更新料を支払うこと。どちらかが確認できない場合、更新は完了しない。また更新料の支払い後でも、書類の提出が確認できず、連絡がとれない場合は更新料の返金ができないことがある。

□保存は凍結から最高10年とする。また凍結保存期限内であっても妻が生殖年齢を超えた場合(通常45-50歳前後)は期限の延長は行えない。

□凍結保存期限内に、当院で定める保存費用の増減や保存期限の変更があった場合には、次回期限の更新手続き時から、改定された最新の保存費用や保存期限が適用される。

□書類提出後、保存期限までであれば更新の申込を取り消すことができる。

<廃棄>

□廃棄を希望する場合は、当院所定の書類を提出すること。

□書類提出後、保存期限までであれば廃棄の申込を取り消すことができる。

□廃棄とは今後移植する予定のない凍結胚を当院で処分することである。一部の胚については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後の廃棄となる場合もある。これは凍結保存期限までに連絡がなく、廃棄となる場合も同様である。

<凍結融解胚移植を行いたい場合>

□凍結融解胚移植を行いたい場合は、当院所定の書類を提出すること。

<免責事項>

□天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当該施設の責任に帰することができない事由で凍結保存物が損傷もしくは損傷する可能性がある。

胚凍結保存についての当院の規定（他院から胚を輸送する場合）

<凍結の開始時>

- 胚の凍結保存期限は、輸送日から1年後の同月末日とする。その後の更新については、1年毎に行うこととし、詳細については「凍結保存期限の更新、廃棄のご案内」に記す。
- 胚は凍結または融解の際にダメージを受けることがあるため、融解後の胚すべてが生存し、よい状態であるとは限らず、胚移植に用いることができない可能性も生じる。またその場合でも凍結料金、融解料金が発生する。

<当院への連絡義務>

***当院から連絡し、更新するかどうかの確認をする義務はないものとする。**

- 凍結保存期限までに、期限を更新または廃棄をするか、必ず当院に連絡し、当院所定の書類を提出すること。期限後3ヵ月以内に連絡がない場合は、更新の意思がなく保存胚の所有権を放棄したものとみなし、廃棄することがある。
- 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）が変更した場合は、変更後3ヵ月以内に必ず当院に連絡すること。
- 夫婦が離婚した場合や配偶者が死亡した場合は、3ヵ月以内に当院に連絡し、当院所定の書類を提出すること。これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従うものである。この場合、凍結胚の所有権は当院に帰属し、胚は廃棄するものとする。

<更新>

- 更新を希望する場合は、保存期限までに当院所定の書類を提出し、当院の定める更新料を支払うこと。どちらかが確認できない場合、更新は完了しない。また更新料の支払い後でも、書類の提出が確認できず、連絡がとれない場合は更新料の返金ができないことがある。
- 保存は輸送から最高10年とする。また凍結保存期限内であっても妻が生殖年齢を超えた場合（通常45-50歳前後）は期限の延長は行えない。
- 凍結保存期限内に、当院で定める保存費用の増減や保存期限の変更があった場合には、次回期限の更新手続き時から、改定された最新の保存費用や保存期限が適用される。
- 書類提出後、保存期限までであれば更新の申込を取り消すことができる。

<廃棄>

- 廃棄を希望する場合は、当院所定の書類を提出すること。
- 書類提出後、保存期限までであれば廃棄の申込を取り消すことができる。
- 廃棄とは今後移植する予定のない凍結胚を当院で処分することである。一部の胚については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後の廃棄となる場合もある。これは凍結保存期限までに連絡がなく、廃棄となる場合も同様である。

<凍結融解胚移植を行いたい場合>

- 凍結融解胚移植を行いたい場合は、当院所定の書類を提出すること。

<免責事項>

- 輸送には専用の容器（ドライジッパー）を使用し、その後の保管についても万全を期しているが、天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当該施設の責任に帰することができない事由で凍結保存物が損傷もしくは損傷する可能性がある。